

西脇工業高校の服装・規律に関する規程について

服装は清潔質素端正を旨とし、学生らしいものとする。通学時には制服・制靴とする。

《男子》

(1) 制服

- ①上衣 黒無地詰襟標準学生服で、本校指定のボタンを使用し右襟に所定の校章を左襟に学年別科別章をつけるとともに、上衣の下には本校指定の白カッターシャツを必ず着用する。
- ②ズボン 黒無地標準型長ズボンで、裾はシングル・ノータックとする。また、極端に太すぎたり、細すぎたりしないものとする。
- ③夏服 上衣を脱ぎ、本校所定の白無地長袖カッターシャツまたは半袖カッターシャツを着用する。アンダーシャツは白無地とし、ワンポイントまで可とする。
- ④ ベルト 幅2cm以上とし、原則黒色とする。

(2) 頭髪

高校生として見苦しくないものとし、清潔端正なものとする。パーマ・染髪・脱色等は禁止する。頭髪の長さは襟につかない前髪は目にかからない、横髪は耳が出る程度とする。過度な刈り上げ、アシンメトリー(左右非対称)、(ソフト)モヒカンは禁止とする。

《女子》

(1) 制服

- ①上衣 本校指定の上衣を着用し、上衣の下には本校指定の白カッターシャツを着用する。
- ②スカート 本校指定の紺無地、車ひだ28～32本とする。長さは、ひざが隠れる程度とする。
- ③ズボン ズボンも可能。本校指定の紺無地のズボンとする。
- ④夏服 上衣を脱ぎ、本校指定の白長袖ブラウス、または、半袖ブラウスを着用する。なお、下着は華美な色のものは禁止する。

(2) ストッキング 黒・肌色(タイツ可)

(3) 頭髪

清潔で高校生らしいものとし、不必要な飾りはしてはならない。パーマ・染髪・脱色・カール、アシンメトリー等の変った髪型は禁止する。頭髪の長さは、前は目にかからないように、後ろは実習等において束ねて安全が確保できる程度の長さとする。

《共通》

(1) 制靴

上履き、実習は、本校指定のものとする。

(2) 靴下

黒・紺・白とする

(3) 靴

本校指定のものとする。

(4) 防寒具

体育時とし、着用は任意とする。

(5) 眉

眉毛を剃らない・抜かない・短くカットしない。描かない。

(6) 化粧

化粧はすべて禁止する。

(7) セーター・マフラー・手袋等・ウィンドブレーカー

セーター・マフラー・手袋は華美なものを避け、セーターは上衣からはみ出さないように着用し、色は黒、紺のみ。マフラーは必要以上に長くないこと。セーター以外のものは、校舎内で着用してはならない。

男女頭髪指導の見直しについて(5月1日～)

男子

《現在》

高校生として見苦しくないものとし、清潔端正なものとする。パーマ・染髪・脱色等は禁止する。頭髪の長さは、襟につかない、前髪は目にかからない、横髪は耳が出る程度とする。過度な刈り上げ、アシンメトリー(左右非対称)、(ソフト)モヒカンは禁止とする。

《変更》

高校生として見苦しくないものとし、清潔端正なものとする。パーマ・染髪・脱色等は禁止する。頭髪の長さは、襟につかない、前髪は目にかからない、横髪は耳にかからないこととする。(いつでも就職試験等に対応できる頭髪にしていること)

《削除》

*太線部分を削除する。

《変更》

*横髪は耳が出る程度とする → 横髪は耳にかからないこととする

《追記》

*いつでも就職試験等に対応できる頭髪にしていること

女子

《現在》

清潔で高校生らしいものとし、不必要な飾りはしてはならない。パーマ・染髪・脱色・カール、アシンメトリー等の変わった髪型は禁止する。頭髪の長さは、前は目にかからないように、後ろは実習等において束ねて安全が確保できる程度の長さとする。

《変更》

清潔で高校生らしいものとし、華美な飾りをしない。パーマ・染髪・脱色・カール等の変わった髪型は禁止する。長さは前髪は目にかからないようにし、髪が長い人は、ピン留めで留め、後ろで一つに束ねることとする。また、実習等において安全が確保できる長さとする。(いつでも就職試験等に対応できる頭髪にしていること)

*二重線部分を変更する。

《追記》

*いつでも就職試験等に対応できる頭髪にしていること